

○厚生労働省告示第百九十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品各条の部インフルエンザHAワクチンの条3・2・3中「240 $\mu$ g」を「400 $\mu$ g」に改め、同条3・2・9・1・1中に次のただし書を加える。

ただし、小分製品を検体としたときにHAの含量（相当値）を求めることができない場合は、それぞれの株の原液を検体にすることができる。

同条3・2・9・1・3中「処理して」を「処理した値に必要なに応じて適切な補正係数を乗じ、」に改める。